

在宅療養支援事業のご案内

江戸川区では、がんに罹患した40歳未満の方が、住み慣れた環境で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。また希望する方には、居宅介護支援（ケアマネジメント）を実施します。

● **対象者** 以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

40歳未満で
江戸川区在住の方
(住民登録している方)

がん患者（介護保険制度において
がんと原因として認定を受ける場合と
同等の状態と医師が判断した方）で
在宅生活の支援や介護が必要な方

現に他の事業において
同等の支援を
受けることができない方

● 支援の内容

1 在宅療養にかかる費用の助成

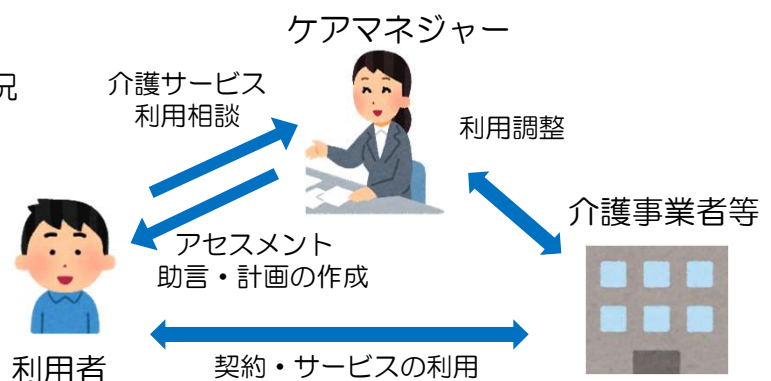
区分	サービス等の種類	上限額	自己負担
①医師の意見書作成にかかる費用	本事業の利用申請に要するものに限る	5千円/人	なし
②介護サービスの利用料	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護 	6万円/月	1割
③福祉用具の貸与にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> 手すり・スロープ 歩行器 歩行器補助つえ 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 徘徊感知機器貸与 移動用リフト 自動排せつ処理装置 		
④特定福祉用具の購入費用 (同一種類は1回に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座 排泄予測支援機器 入浴補助用具 簡易浴槽 自動排せつ処理装置の交換可能部品 移動用リフトのつり具部分 	10万円/人	1割

※20歳未満で小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業による給付を受けている場合は①②のみが対象となり、助成対象経費や上限額が異なります。

※生活保護世帯の方は自己負担はありません。

2 居宅介護支援の実施

ケアマネジャーが利用者の希望や心身の状況に応じて、サービス利用計画の作成や介護事業者等との調整を行います。利用者の自己負担はありません。



● ご利用の流れ

1 利用申請

利用者は利用申請書と医師の意見書を、下記申込先に郵送又は持参により提出します。

2 利用決定

申請内容を審査し、区から利用決定通知書を郵送します。

3 サービス等の利用

- ・ケアマネジャー事業所と契約し、ケアプラン作成などの支援を受けます。(希望者のみ)
- ・介護事業者等に利用料金の全額をいったん支払います。領収書と明細書(サービスの内容・利用回数・金額が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。
- ・本事業で利用できるケアマネジャー事業所、介護サービス事業者は区ホームページをご確認ください。

※一時的な自己負担が困難な場合は、個別にご相談ください。

4 助成金の請求

利用者は次の書類を、下記申込先に郵送又は持参により提出します。

①助成金交付申請書兼請求書、②領収書、③サービス等利用明細書、④本人確認書類(写)

5 助成金の交付

審査後、区から助成金交付決定通知書を郵送し、指定口座に助成金を振り込みます。

助成金利用イメージ(1ヵ月に6万円の介護サービス・福祉用具の貸与を利用した場合)



● 問い合わせ・申込先について

〒132-8507 東京都江戸川区中央4-24-19 (江戸川保健所2階)
江戸川区健康部健康推進課計画係 TEL:03-5661-1137

事業の詳細は区ホームページをご確認ください。
またがんに関する悩みやお子様に関して等、各種相談先を掲載しています。

区ホームページへのアクセスはこちらから⇒



(令和6年4月発行)